

教育厚生委員会会議録

日時 令和4年6月13日(月) 開会時間 午前 10時00分
閉会時間 午後 2時09分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 流石 恭史
委員 望月 勝 杉山 肇 猪股 尚彦 久保田松幸
土橋 亨 杉原 清仁 佐野 弘仁

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之
感染症対策企画監 植村 武彦 新型コロナウイルス対策監 若月 衛
グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健総務課長 村松 茂樹
健康長寿推進課長 小澤 理恵 国保援護課長 山下 清子
障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一
衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て政策課長 細田 尚子
子ども福祉課長 篠原 孝男

教育長 手島 俊樹 教育次長 降旗 友宏 教育監 萩原 章司
教育監 市川 敏也 理事 藤原 鉄也 次長(総務課長事務取扱) 河野 公紀
教育企画室長 望月 勝一 福利給与課長 田草川 耕
学校施設課長 古屋 ひとみ 義務教育課長 秋山 克也
高校教育課長 高見澤 圭一 特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香
生涯学習課長 成島 仁 保健体育課長 金井 哲也

議題 (付託案件)

- 第164号 山梨県安心こども基金条例中改正の件
- 第167号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例中改正の件
- 第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて
- 請願第3-8号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-2号、請願第3-8号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係、教育委員会関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時37分まで知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係の審査を行い、途中休憩をはさみ、午後1時から午後2時09分まで教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 知事直轄組織・福祉保健部・子育て支援局関係

※第164号 山梨県安心こども基金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(男性介護者応援プロジェクト事業費について)

杉山委員 福の4ページの男性介護者応援プロジェクト事業費というところで質問させていただきたいと思います。

このプロジェクトの事業ですが、そもそも、なぜこの男性介護者を対象にしているのか、まずお聞きしたいと思います。

小澤健康長寿推進課長 介護者には男性、女性の介護、それぞれいらっしゃいますけれども、その中で男性介護者は、家事や介護に不慣れなうえ、近所付き合いも少なく、孤独に陥りやすいと言われていています。

特にコロナ禍にありまして社会とのつながりが希薄になっています昨今の状態を踏まえまして、男性介護者の実態を知るため、昨年度、男性介護者と介護支援専門員を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

この調査により、男性介護者の実態が明らかとなりまして、対策を今回講じることといたしました。

杉山委員 調査されたということですが、その調査によって、このような事業につながったと思いますが、具体的に、調査によってどういったことが実態としてわかったのか教えていただきたいと思います。

小澤健康長寿推進課長 調査結果からは、まず男性介護者が弱音を吐かず、悩みを独りで抱え込み孤立している方が約6割に及ぶことが明らかとなりました。

また、介護はストレスがたまり大変だと思える方も約6割いることや、男性介護者の6割以上が仕事をしながら介護を行い、仕事との両立に困難を抱えてい

ること、また、約8割の人が相談できる人として介護支援専門員と回答していることがわかりました。

加えまして、介護支援専門員が重要視する支援といたしまして、精神的サポートやストレスの軽減を7割以上の方が上げていました。さらに介護サービスの利用による身体的負担の軽減が孤立解消策として有効であるということも明らかとなりました。

杉山委員 具体的にこの事業内容として2つ書いてありますが、講演会、意見交換会、あるいは専門員による企業訪問、それぞれ具体的にどのような内容になっているのかお聞きしたいと思います。

小澤健康長寿推進課長 先ほど申し上げた調査結果から、ストレスの軽減、孤立防止を図ることが重要であると考え、まず、悩みを提供できる機会を設けることといたしました。

事業内容に書いてあります1つ目の講演会、意見交換に該当する部分になりますけれども、具体的には男性介護者や支援者などが集まる会を開催いたしまして、男性介護者の支援に造詣の深い学識経験者などによる調査結果の報告や、男性介護者同士が意見交換を行う機会としたいと考えております。

次に、介護支援専門員の企業訪問になりますけれども、こちらは調査結果で介護支援専門員に対して相談する方が多いということから、介護支援専門員が企業を訪問いたしまして、パンフレットを活用しながら介護保険制度や男性介護者の実態を説明し、職場の理解を求めていくことを考えております。

あわせまして従業員の介護に関する個別相談に応じ、介護サービスにつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

杉山委員 ここが一番大事ですが、男性介護者応援プロジェクトという事業によって、どのような効果を期待しているのかお聞きしたいと思います。

小澤健康長寿推進課長 これらの事業を通しまして、男性介護者特有の課題や悩みが浮き彫りになりましたので、こういったことに寄り添いながら介護サービスにつなげるなど、男性介護者の社会的防止につなげてまいりたいと考えております。

杉山委員 こういった事業で男性介護者ということに、すごく違和感がありますけれども、実態として介護をされている方は、女性が圧倒的に多いだろうと思います。こういうことによって女性の介護者の負担が軽減されるということになれば、少しはプラスになるだろうと思いますが、家庭で介護されている方は、本当に大変な思いをされているだろうと思いますが、圧倒的に多い女性の方々、そういったことも含めて、実際、どういった支援があるのかおわかりになりますでしょうか。

小澤健康長寿推進課長 そうですね。委員がおっしゃるように、介護者は、やはり女性のほうが圧倒的に多くて、ここ最近、3人に1人が男性介護者と言われておりますけれども、介護は男性に限らず、女性もやはり大変な状況を抱えておまして、今、共働き世帯も増えておりますので、先ほどの仕事と介護の両立でいうところも男性のみならずというところもありますので、企業に対して訪問する際も、もちろん男性介護者ももちろんですけども、広く皆さんの悩みに寄り添うということで対応していきたいと考えております。

杉山委員 最後にありますけれども、いずれにしても、まだまだ世の中、介護は女性が

するものだという誤った認識があつて、そういったところを変えていかないと、抜本的な解決にはならないだろうと思います。

本当にこういうところで男性とか女性とかということではなくて、家庭、地域で介護を支える、そういう組織、社会をつくっていかないと、本当に解決していかないだろうと思っておりますので、ぜひこういったことをきっかけに、そうした社会づくり、介護は女性がするものだという誤った認識を変えたり、本当にみんなで支えていくんだという社会づくりを、ぜひ進めていただきたいと思っております。

小澤健康長寿推進課長 委員おっしゃいますとおり、介護も家族のみならず地域で支えるということで、高齢者も安心して住みなれた地域で生き生きと暮らすということ、健康長寿やまなしということで実践しているところでもありますので、市町村の地域包括支援センターとも連携しながら、地域で支える社会づくりということに努めてまいりたいと思っております。

(子ども支援委員会設置検討事業費について)

猪股委員 6月補正予算課別説明書、子の3ページ、子ども支援委員会設置検討事業費について伺います。

児童虐待の増加や不登校、ヤングケアラーなど、子供を取り巻く状況が深刻さを増し、子供が健やかに成長するために欠かせない基本的な権利への侵害が懸念されています。子供の権利については、本年3月に施行された、やまなし子ども支援条例において、総合的な子供の支援の施策の一つとして、権利侵害に関する事項を調査、審議する機関の設置を定めています。

この審議機関では、さまざまな事案を取り扱うこととなり、設置にあたっては慎重な検討が求められていると承知しております。

私は、将来を担う子供が健やかに育つためには、本事業は必要な取り組みであると考えております。

そこで細かい点でお聞きしたいと思います。

まず、この事業の目的と事業内容について、どのようなものか伺います。

篠原子ども福祉課長 本事業は子供の権利擁護を推進するため、やまなし子ども条例にもとづく子ども支援委員会の設置に向けた調査検討を行うことを目的としております。

事業内容としては、支援委員会の設置に先立ち、子供の権利救済に係る県内の人権擁護や教育関係機関などの活動状況調査、他の自治体の事例研究、支援委員会の設置を検討する会議の運営などの業務を実施することとしております。

猪股委員 次に、設置検討委員会に関して、委員の構成と人数、それと検討内容についてどのようなものなのか、伺います。

篠原子ども福祉課長 子供の権利救済に関する制度は、分野横断的な要素があります。そのため、6月補正で計上している設置検討委員会では、権利に詳しい学識経験者や社会的養護関係者など5名程度を想定しております。

検討内容につきましては、子ども支援委員会の設置に向け、委員の構成や対象とする権利侵害の範囲、案件の調査方法などを検討することとしております。

猪股委員 最後になりますけど、子供の権利を擁護する子ども支援委員会の設置に向けたこのスケジュールとは、どのようなものか伺います。

篠原子ども福祉課長 やまなし子ども条例では、子ども支援委員会について条例の公布の日か

ら起算して1年3カ月を超えない範囲内で設置することとしております。

そのため、年度末までに設置検討委員会を5回程度開催し、他の法令や制度とのすみ分け等を整理検討した後、子ども支援委員会の委員の任命など準備が整い次第、設置してまいる予定でございます。

(自殺要因調査研究事業費について)

杉原委員

それでは課別説明書、福の9ページ中ほどにございます自殺要因調査研究事業費について幾つかお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は県民の暮らしに多方面で大きな影響を及ぼしています。中でも仕事や生活への不安、孤独・孤立の深まりなどから、県民がみずから自殺、命を絶つ状況にまで追い込まれるようなことはあってはならないと感じております。

こうしたこともあり、県は昨年度、自殺に関する調査研究を実施し、その結果をもとに自殺リスクの低い社会の実現に向けた総合的な対策を講じることとし、今6月議会へ各般の関連事業について予算を計上したと承知しております。

そこで、この事業に関して幾つかお尋ねいたします。

まず、今議会の開会日の知事の所信表明におきまして、令和3年の自殺者数がコロナ前と比べて4%以上上回っていると御説明がありましたけれども、まず県内における自殺者の状況についてお伺いいたします。

宮澤健康増進課長 自殺者をまとめております統計は幾つかありますが、居住地ベースで集計されました警察庁の自殺統計によりますと、直近3年では、令和元年が134人、令和2年が同じく134人、令和3年が140人となっております。

コロナ前の令和元年と令和3年を比較しますと6人増え、4.5%増となっております。

杉原委員

自殺に関する調査研究は、昨年度も実施していると承知しておりますが、改めて自殺要因調査研究事業費として今回の6月補正予算に計上しております。その調査研究を継続する理由についてお伺いいたします。

宮澤健康増進課長 自殺に至る要因は、経年的、あるいは新型コロナの影響など社会情勢に伴い変化する可能性があると考えております。そこで、より効果的で機動的な施策を実施するためには継続した調査研究が必要と考え、引き続き実施することいたしました。

杉原委員

調査研究を継続していく必要性は理解いたしました。

それでは、この事業はどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

宮澤健康増進課長 自殺未遂者の個別調査に継続して取り組んでいくほか、大学などの研究機関や医療機関、シンクタンクなどと連携し、さまざまな切り口から調査・分析を実施していく必要があると考えております。

また、必要となるデータ項目の検討やデータの収集方法、さらには高度な個人情報を取り扱うことから同意の取得方法などについて、今後関係機関と連携しながら早急に検討を進めていきたいと考えております。

杉原委員

先ほど、本県の自殺者の状況について御説明をいただきましたけれども、コロナ禍の長期化による経済的な困窮や孤独・孤立の深まりなど、自殺リスクの高まりが懸念されております。

今6月補正予算では、6部局14事業が自殺リスクの低い社会の実現に向け

た総合的対策として計上されております。

引き続き、より効果的な施策の実施に向けて調査研究を実施するとの答弁を、今、いただきましたけれども、最後に、今後自殺対策にどのように取り組んでいくのか、よろしければ部長の考えを教えてくださいと思います。

成島福祉保健部長 委員、御指摘のとおり、山梨県でもコロナ禍の影響がある中で自殺者が増えてしまっているという状況下にあります。

県ではこれまでも水際対策というところで、自殺に関する対策もいろいろやってきたところですが、先般の調査の結果で、いろいろな課題、原因もわかりましたので、それに対する対応ということで、今補正予算で部局横断的に、総合的に対策を講じることとしたところでございます。

今回、継続して調査も行っていくことで、また、いろいろ課題も見えてくると思いますので、その見えてきた課題に効果的に対策を講じていく中で、山梨県においてみずから命を断つという悲劇が起きないように、県庁を挙げて一生懸命頑張っていきたいと考えているところでございます。

(ホームケア事業費について)

流石副委員長 知事直轄組織の3ページ、ホームケア事業費の補正予算26億8,798万円について伺いたいと思います。

私もホームケアをさせていただきました。大変快適で、ホテル等に行くよりも良いと思っていましたけれども、今、感染者が100人を切っていて、安定していると私は思っております。

このホームケアというのは、やはり病床の責任を少し軽減しようということで1月ぐらいに設置したと思っておりますが、補正予算26億8,798万円について、何点かお聞きしたいと思います。

1つは、当初予算に比べて、利用者は減っているような気がしますが、どの程度なのか、聞きたいです。

若月新型コロナウイルス対策監 ホームケアの予算、想定という関係でございしますが、令和4年度の当初予算におきましては、1日当たりの新規感染者数が100人発生したと。このうちの半数の50名程度がホームケアで療養するという想定を以て予算を計上したところでございます。

この現状の5月末までの数字を見ますと、1日当たり110名ほど、ホームケアの決定をしておりますので、想定を大きく上回っている、そんな状況でございします。

流石副委員長 すごく快適なものでしたから、私もやはりホームケアを選んでよかったと思っております。今、新規感染者が増えていることを認識しました。

その中で想定を上回った。では、どのような経費が増えたのか。26億円使う理由も聞きたいかなど。どのような経費が増えたのか、ちょっとお聞きさせていただければありがたいです。

若月新型コロナウイルス対策監 今回の予算の内容でございします。利用者数が増加したことに伴いまして、まずは健康観察の経費、これは県の医師会に委託しまして、ドクターに1日2回の健康観察をお願いしているわけですが、その分の経費が増えています。約22億円でございします。

また、御自宅にいていただいて、外出は控えてくださいということをしておりますので、生活支援物資、またマスクなどの感染対策物資、こうしたものに要する経費、これが7億3,000万円ほどになります。

また、一方でオミクロン株というのが、なかなか重症化しないということで、ホームケアをしながら病状が悪化して病院に搬送ということも、非常に少ないという実績を踏まえまして、患者移送のための、患者を病院に運ぶための運転業務とか車両の借上げ経費を5億8,000万円ほど減額し、合わせまして2億8,000万円ということで増額をお願いしているものでございます。

流石副委員長 よくわかりました。やはり利用者にとって、ホームケアを選んでよかったと思われるのが重点的なポイントだと思っております。

そういう観点においても、医療関係との緊密な連絡がなければいけない。私もお医者さんから1日に2回ぐらい来たのかな、「どうですか」って、「ああ、結構しっかりしているな」と。ホームケアを選んでよかったなと思っておりますが、このホームケア事業を、もっともっと充実させるために具体的な取り組みがあると思っておりますけれども、その具体的な取り組みを教えてください。

若月新型コロナウイルス対策監 委員御指摘のとおり、医療関係者と連携をしながらやっていくことが非常に重要であると思っております。

また、日々連絡調整をしながら改善を進めていくことを、基本的な方針でやっているとございます。

具体的には、ホームケアの運営にあたりましては、県の対策本部に統括医師を2名配置しております。日々、ホームケアで課題が生じた症例、事例について検討しているというのが一つでございます。

また、健康観察を委託しております県の医師会と、ホームケア制度の打合わせ会議を随時開催しております。ここでいろいろ検討する中で、できるだけ多くの先生方、実際に健康観察をしていただいている先生方からの御意見を伺うことで運営の改善を図ってきているところでございます。

今まで改善してきた内容といたしますと、一つは療養に入ってから、できるだけ早く協力担当医を決めるということが、まず大事でございます。医療の目は、常に閉ざさないで。

そのために、医療を割り当てる際の方針を定めまして、できる限り早く対応をしていくと。また、対応にあたりましては、かかりつけ医を持っていらっしゃる患者さんについては、その方が一番病状をわかっているということがありますので、かかりつけ医を優先して割り当てるようにしているところでございます。

また、小児とか妊婦とか、ちょっと病状等も心配な方についても、安心して療養ができるように、山梨大学、またはかかりつけ医、小児科とか産婦人科のドクターです。こうした方々に御協力いただきまして、担当医を割り当てるとともに、容体悪化時のバックアップ体制、そうしたものも構築をしているところでございます。

流石副委員長 よくわかりました。このホームケア、今後も推進していただきたい。やはり病院、それからホテルに1週間ほど滞在させられたら、私も本当に仕事柄、資料も必要だろうし、電話はできましたけれども、資料請求もしなければいけない、本当に助かったと思っております。

感染者というのは、私も犯罪者扱いされまして、家族から白い目で見られたし、本当になりたくてなったわけではありませんけれども、今後とも、このホームケアを大事にさせていただいて、皆さんが納得するような、そういう感染対策にさせていただければ、すごくありがたいと思っております。

それから最後に、やはりワクチンではなくて、飲み薬が早く出ればいいなど願ひまして、この質問を終わりたいと思っております。答弁要りません。本当にあり

がとございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(生活困窮者緊急生活支援給付事業費補助金について)

望月委員 福2ページ、生活困窮者緊急生活支援給付事業費補助金についてでございますが、これは1世帯当たり1万5,000円ということで、市町村等でプラスされるのではないかと思います、1点お伺いしたいと思います。

この13億6,600万円ですか、この点について、まず支給対象は国民給付金の対象となる子育て世帯を除く住民税所得非課税世帯とありますけれども、対象者の状況、対象人数、それから生活困窮者の現在の状況を教えていただきたいですが。

これは、特にコロナ禍の中、また、ロシアのウクライナ侵攻等による、物価高騰がこれから先、非常に厳しくなってくると思いますけれども、その辺についての給付金の対象者の状況をお願いします。

村松福祉保健総務課長 対象世帯につきましては、住民税非課税世帯のうち、国の子育て世帯への給付金の対象外となる世帯。そして、住民税非課税世帯の基準は満たしていないものの、経済的な困窮度の高い住民税所得割の非課税世帯。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変いたしまして住民税非課税世帯や所得割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、約8万2,000世帯を見込んでいるところでございます。

望月委員 今の説明で、現在8万2,000世帯が対象ということでございますが、今、給付金については、不正利用が10億円とか2億円とか、国税関係の税務署の職員等が、指南役としてそういう指導を一般にもしているわけですが、そういった状況の中で、国でも県でもそうですが、給付金を与えるときに、資料というか、申請といいますか、どんなものを添付して、どのように申請をするのか伺います。

村松福祉保健総務課長 実際に申請いただく場合に、家計急変ということで急変した状況を証明いただくこととなりますけれども、給与の証明、あるいは通帳の写し、そうしたものを出示していただきまして、実際に証明をいただくということを考えております。

また実際に、委員、御心配のように虚偽の申告ということがあることも想定されますけれども、そうした場合には課税情報と突合して確認する場合がありますとか、虚偽による申告が明らかとなった場合には返還を求めるといった内容をしっかり周知いたしまして、申請をしていただくということで考えております。

また、実際に不正受給ということになりますと、詐欺罪に問われて懲役10

年以下の刑に処せられるということもございますので、そうしたことも周知しながら、Q & A等の形の中で市町村を通じて周知していきたいと考えております。

望月委員 　　そういった非常にきめ細やかな手続をされているということでございますが、給付金の不正受給の関係で、やはり支給を受け付ける職員の人数が足りないから、国でも県でも、その人数に関わらず、こういった給付金を急いで支給しようということの指導もあるようですが、その辺についての職員の複数チェック、申請に対しての対応というのはどのように取り組んでいるのか、教えてください。

村松福祉保健総務課長 　実際に申請いただく場合に、課税状況を踏まえて、プッシュ型という形で実際にこちらから通知を差し上げて、その内容について確認いただいて返信してもらうという形が、市町村につきましても、申請者につきましても、非常に合理的な手法だと思っておりますので、プッシュ型という方法で、認定等が行えるようにしていきたいと考えております。

　　あと、家計急変についての申請につきましても、これは昨年の12月ぐらいから、国で、生活困窮世帯向けの10万円の臨時特別給付金も実際に支給しておりまして、市町村の担当者は、ノウハウといいますか、技術といいますか、そうしたものが高まっているということもございます。そうしたことも踏まえて、より合理的な事務のやり方につきまして、さらに周知等をしていきたいと考えています。

望月委員 　　この1万5,000円の給付額の根拠はどのような状況でやっているのか。それから、今、出てきたこのプッシュ型といった支給方法を取るために、国との調整とか、また、市町村との連携をどのように進めていくのか、お伺いします。

村松福祉保健総務課長 　まず、1世帯1万5,000円についてでございますけれども、所得の低い世帯におきましては、昨年に比べまして食費、光熱費が合わせて1月5,000円ほど、半年で3万円程度の負担増が見込まれているところであります。

　　県では、このおおよそ半分の1万5,000円を負担することといたしまして、市町村が独自に実施する施策とあわせまして、物価高騰に苦しんでいる方々への支援に取り組んでいるということでございます。

　　また、委員からお話がありましたプッシュ型に関してでございますけれども、先ほど申しましたように、この支援金につきましては、支援を必要としている方々に対して、確実に支給をするということが非常に重要だと考えております。

　　そのために市町村において、税情報の活用によって対象世帯を特定して通知するというプッシュ型と呼ばれるものですが、こうした形での給付を行う必要性があると考えております。

　　この税情報を活用したプッシュ型の給付を行うためには、国の事業指定が必要になりまして、現状では県の給付金というのは指定されておられません。このため、先日、知事から岸田総理にこうした窮状について訴えまして、国の、事業指定に向けて要望を行っております。総理からは非常に前向きな御回答をいただいているということでございます。

　　現在指定に向けて、内閣府やデジタル庁におきまして事務的に調整作業を進めているという状況でございます。

　　また市町村との連携というお話をいただいております。この給付金につきましては市町村を通じて、給付していくということを考えておりますので、国の事

業指定手続が終了した後、税情報や住民情報を有します市町村におきましては、この支給事務が整い次第、支給をされていくこととなりますけれども、実際に支援を必要とする方々に対しまして、可能な限り早期に遺漏なく支給できるように、市町村と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

望月委員 国との調整、市町村との調整ができれば、給付が始まるということでございますが、この給付金は県としては、国から来る状況、市町村の状況もありますけれども、いつごろから支給されるのか、その辺をお聞きします。

村松福祉保健総務課長 先ほど、お答えをさせていただいたように、手続がもろもろ、国のほうの関係、それから市町村の関係等がございまして、そうしたものが整い次第ということで進めさせていただきたいと考えております。

望月委員 もろもろの申請の準備ができた段階から支給されるということでございますが、これ非常に生活困窮者、今のコロナ禍の、これから先行き、まだまだ見通しがつきませんが、そうした中でウクライナ侵攻の状況、国際情勢の不安というものがあると思いますが、そういうことの中で、これからまだまだ物価高騰はこれから続いていくと思います。

そうした中で、この給付金は、やはりいち早く欲しいという生活困窮者がおりますが、その辺もよく審査していただき、急ぎだからといってどんどん出してしまうのではなくて、やはり複数チェックをしながら、不正支給がないように、不公平な状況が出ないようにお願いしたいですが、部長にちょっとお聞きしますけれども、この給付金の支給によって、困窮者の世帯が、先ほど言った数も大きい数ですけど、どのくらいの見込みで解消されていくのか、解消といっても1万5,000円プラス市町村の状況ですけども、これからの状況によっては、相当厳しい状況もあると思いますが、大体この段階で、どのくらいの困窮世帯が解消されて、生活困窮者が楽になっていくのか、その辺をお聞きします。

成島福祉保健部長 この1万5,000円の給付金によりまして、生活に困窮されている御家庭、世帯がどのくらい助かるかというところで、先ほど総務課長からも1万5,000円の根拠を説明させていただきまして、光熱水費、食料費の半年分で大体3万円くらい、その半分が1万5,000円と見込んでおりますので、全額ではありませんが、市町村でもいろいろな生活困窮対策という形で、今回の交付金を使って対策も打って、打とうとしてくれておりますので、それらを加味すれば、ある程度お役に立てるのかなと考えているところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、その状況というものが半年で終わるかどうかということは、当然、わからない状況ではありますけれども、現時点では取りあえず半年間くらい、それで少しは生活の一助になるかなと考えているところでございます。

望月委員 どうもありがとうございました。今は社会的にこういう問題が出ていますけれども、やはり不正支給とか不正給付とか、そうしたことがないように、困窮者の皆さんが支給される給付額で助かったというような状況にさせていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2-2号 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて

意見

猪股委員 公立・公的病院の「再編・統合」に反対し、山梨県の地域医療の拡充の意見書採択を求めることについて、意見させていただきます。

地域医療構想の推進は必要であります。地域の実情を考慮して議論を進めていくことが不可欠であります。

国における新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた今後の医療提供体制についての議論を注視する必要があることから継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採択 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(食品衛生法の改正に伴う小規模事業者の生産物品の取り扱いについて)

佐野委員 それでは、2点ほどお聞きをしたいと思います。

最初に、食品衛生法の改正に伴う小規模事業者の生産物品の取り扱いについてお聞きしたいと思います。

食品衛生法の改正によって、2021年6月から食品を取り扱う事業者全てに対して、HACCPに沿った衛生管理の義務化が開始をされ、2021年6月から導入及び運用の完全義務化で小規模事業者もHACCPの考え方を取り入れた衛生管理で、原則的にHACCPを行わないといけないとなっていることについてお伺いをしたいと思います。

従来から道の駅などに食品を納入している6次産業を目指していたり、あるいは農家の方が直接納品したりしている漬物、生菓子、餅などが対象だと考えています。

そこで質問します。

まず、営業許可について、猶予期間を経て令和6年5月末日までには営業許可を取る必要があるということでしょうか。

小林衛生薬務課長 食品衛生法の改正がございまして、取り扱う食品によりまして許可が要るものと届出のものと分類されております。

漬物につきましては、許可ということですので、食品衛生法にもとづく許可届出の対象になってくるものにつきましては、HACCPによる衛生管理をしていただくことになっております。

生菓子につきましても、従来から許可の対象ということになっております。

佐野委員 ありがとうございます。消費者は対価を支払って食品の購入をしているということであれば、当然にこれは安心、安全な食品でなければならないも

のだと考えています。

そこで質問します。

まず、H A C C Pに沿った衛生管理にのっとらない場合には、営業許可証の更新ができないほか、罰金や罰則などの可能性があるのでしょうか、当局の御所見をお伺いしたいと思います。

小林衛生薬務課長 営業許可につきましては更新がございます。更新の際に許可基準でありますとか、H A C C Pの取扱いに係る事項を確認した中で更新をしていただくようになる状況でございます。

罰則につきましては、許可届出を要するものにつきまして、罰則が規定されております。

佐野委員 ありがとうございます。それでは、食品衛生法における罰則について、ちょっとお聞きしたいと思います。

食品衛生法上では、罰則が定められているわけではないと承知をしています。各都道府県知事に委ねると記載がされていますが、そうなると食品衛生法の違反によって、罰則の対象にならなくても本県の条例で罰則を設けていれば刑事罰に問われる可能性があると考えます。ここまでのいいですか。

そこで質問したいと思います。

山梨県では、地方自治法第14条3項に定められている罰則が適用される可能性等についてお聞きしたいと思います。

小林衛生薬務課長 罰則適用につきましては、無許可営業とか届出をしていなかった施設に対しましては、まずは行政指導をしていくことになっております。

再三の指導の中で、なかなか許可申請に行かないという場合は、製造をしないようにという方向で指導をしていくことになっておまして、その中で罰則を適用するという事になった際には、食品衛生法にもとづき営業の許可に違反したということで罰則を適用するという流れになっております。

佐野委員 ありがとうございます。条例に違反した者に対しては、「2年以下の懲役もしくは禁錮100万円以下の罰金、勾留、過料もしくは没収の刑または5万円以下の過料を課する旨の規定を設ける」とあると思います。

これが先ほどのお話であれば、適用される可能性は非常に大きくなるということですので、例えば農家のお母さん方がつくるとか、昔からやっているからいいじゃないかというのは通らなくなるということになるわけです。

そうなれば、周知はされていますけれども、罰則も含めてこれは周知しないと、いざ6年を過ぎたときに、こういうことが発生した場合については、その方が、2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金ということが起きてしまうということをおかさない、よくないのではないかと思います。

出されたものも見てみましたが、ちゃんとやってくださいねということ。また、あるいはそのためには設備をしてくださいと書いてありますが、ここまで踏み込まないと何が悪いのかと言われちゃうと、当然周知がされていなかったということになりますので、しっかりここについてはやっていただきたいと思っております。

最後に、今後の生産者の位置づけと食品全般についてお聞きをしたいと思います。

今までのように、何も規則がなく道の駅で売るとか、無人販売で売る場合にも営業許可の取得が必要であります、営業許可証がなければ製造販売が一切できないことになると思います。それでよいのかということについて、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

また、他食品についても同様に適用になるのか、さっきの罰則とかです。条例上はそうなるのでしょうかけれども、その他品種についてもお示しいただきたいと思います。

小林衛生薬務課長 罰則の適用につきましては、あくまでも食品衛生法にもとづく許可届出に限られておりますので、それ以外につきましては罰則の適用範囲ではないと考えております。

佐野委員 私のところにも農家のお母さん方から、こういう通知をいただいたんだけど、どうだろうという問合せもあるので、不安になっている方もいらっしゃいますし、ぜひ、そんなところについては丁寧に、周知と説明をしていていただきたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

(新型コロナウイルス感染症後遺症外来について)

次に、新型コロナ後遺症外来の本県の対応について、ちょっとお聞きしたいと思います。

オミクロン株に感染した人の後遺症の相談は、デルタ株などと比べると倦怠感を訴えたり思考力の低下とか、咳などの症状の順で多いと確認されています。

そこで質問します。

まず、本県での後遺症窓口、後遺症外来の設置状況は、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 本県における後遺症外来でございますが、山梨大学に後遺症外来が開設されているところでございます。

佐野委員 県での窓口は設置があるでしょうか。

若月新型コロナウイルス対策監 県では、いわゆるコールセンター的なものは設けていませんが、後遺症と疑われる方については、まずは保健所、または入院されていた方につきましては重点医療機関での相談を受け付けております。

佐野委員 ありがとうございます。埼玉県は新型コロナウイルス感染症の後遺症外来を実施する医療機関の募集及び公表、あとはチェックシートをつくられていたりしますので、そういうものも、また今後、検討していただければと思います。

というのも比較的症状が軽いと言われている、このオミクロン株でも、後遺症になると先ほどのとおり全体の倦怠感、頭痛などで学校や職場に行けなくなってしまう人がいると見受けられます。

私のところにも、実は何件か寄せられていまして、そのことについて、ちょっとお聞きしますけれども、先ほどありました山梨大学に設置をされているこの外来について、まず寄せられた後遺症の相談数、それから治療内容の分析により、現在の後遺症の解析状況について、窓口と合わせた主な種別とか内容についてお示しいただきたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 山梨大学で設置している後遺症外来でございますが、5月の時点ですけれども91名の方が受診をしていると聞いております。

また、どんな症状が多いのかということになると、一番多いのが倦怠感。また、脱毛を訴える方が非常に多いと聞いています。

佐野委員

ありがとうございました。全国的な数値もそういうものになっているので、そうだろうなと思いますけれども、コロナ後遺症に対する、この確立された治療法というのではないですよね。後遺症の相談というのは、ある程度、この水準で、91件と推移していると考えられます。

治療法が確立していない現状で最も効果があるのが、ワクチン接種であると確認もされています。後遺症を予防する観点からも、感染しないよう対策の徹底が必要だと考えますけれども、本会議での議論をお聞きした上で、特に接種が進まない若年層への接種勧奨について、今後どのように進められていくのか、再度お聞きしていきたいと思います。

若月新型コロナウイルス対策監 委員、御指摘のとおり、ワクチンを接種することによって重症化が予防されること、また後遺症を予防するという点に効果があるということも、専門家は話をしております。

そうした中におきまして、やはり今の若い方にワクチンを打っていただくということが非常に重要になってきますので、まず、6月、7月に大規模接種センターというものを、県内の大型ショッピングセンターの2カ所に設置をいたしまして、接種がしやすいようにということで、予約不要のものとしております。これも計24回、24日間開設をすることとしております。

また職域での接種、団体での職域での接種をしていただくということも、非常に接種を進めるためには大事でございますので、県の各部局を通じて関係団体に職域での接種も働きかけていただくようお願いをしているところでございます。

また、何よりもワクチンの情報を耳にする機会、目にする機会というのが必要だと思っております。接種意欲を高める喚起をするために、広報にも力を入れていこうと考えております。

従前からやっております新聞広告だけではなく、ユーチューブでの動画配信、またSNSでの配信、そうしたものを組み合わせて、また子育て情報誌です。こうしたものを使いまして、幅広く情報提供をしていこうと考えております。

また他部局の話になりますけれども、ワクチンを接種していただいた方についても特典を付与する、そうした事業も、県全体としてやっているところでございます。

(新型コロナウイルスワクチン接種について)

流石副委員長

答えられる範囲でいいのですが、飲み薬を認証しているけれども出回らないのはどうなのかと思っております。飲み薬はどうになっているのか、わかる範囲で結構です。

若月新型コロナウイルス対策監 飲み薬、経口の薬ということでございますが、現在も2種類の薬が薬事承認をされているところでございます。

ただ世界的にも流通量が限られているということで、どこでも手に入るという話にはなっておりません。

量が少ないということで薬自体の所有権を国が持っておりまして、現状では、本当に必要な方に関して投与をしていくという体制になっているところでございます。

流石副委員長

私が心配するのは、インフルエンザワクチンは、たしか大体3,000円から4,000円ですよね、新型コロナワクチンをこんなに無料で打って予算は大丈夫かと。ファイザー、モデルナ社のためにやっているようなものだと、思

わざるを得ないのですけれども、ぜひ山梨県だけでも、どこの市町村、都道府県よりも早い飲み薬を頂ければ、ありがたいなと思っております。よろしいですか。

コロナの認定について、生命保険会社から保健所の認定が遅いと言われました。生命保険は認定されていれば感染者にすぐにお金を出せるということで、植村感染症対策企画監を困らせたなら「マンパワーがなく遅れている、ちょっと、すみません」と言われたのが記憶にあります。

それはそれで、仕方がないと思っておりますが、これは国策だと思いますが、やはり保健所の認定が遅いと、結局は生命保険会社もお金を出すのが遅れるということで、生命保険会社からも早くするように言われたのですが、今後、もっと早くできる手立てはありますか。答えられる範囲で結構です。

植村感染症対策企画監 確かにコロナの関係で保険の請求をするにあたって、保健所から出されます就業制限解除通知などが必要であると金融庁の通知などでそのようなになってございます。

ただ委員がおっしゃったとおり、オミクロン株以降、保健所業務が非常に逼迫する中で、証明書の交付が、患者対応を優先する中で、なかなか進んでいかないという実態がございます。

順次進めておりますが、感染状況が、今、ようやく落ち着きを取り戻した形になっておりますので、保健所とも連携を取りながら、順次早く進めていけるように、働きかけもしていきたいと思っております。

流石副委員長 こういう課題もあるということ、ぜひ頭に入れていただいて、今後、また新しい病気、感染症も増えるだろうと思っております。ぜひ、頭に入れておいてください。答弁は要りません。どうぞよろしくお願いいたします。

(幼児のマスク着用について)

杉山委員 確認をさせていただきたいのですが、幼児のマスク着用ということですがけれども、国では一時は着用を勧めて、今は、規制緩和に動いているということは承知していますが、現状どのようなになっているのでしょうか。

細田子育て政策課長 幼児のマスクの着用につきましては、2歳未満の子供に関しましては、従前からマスクの着用は勧めておりません。今般、2歳以上の幼児につきまして、オミクロン株の発生対応のために一時的に取扱いを変更しておりましたが、今般の改正でマスクの着用は一律には求めないという従前のやり方に戻しております。

それといいますのも、子供につきましては、マスクを着用したままの生活では、個々の発達の状況に影響を及ぼす可能性があるということと、今後、夏の時期に熱中症のおそれも心配されるという状況も考えられますので、そのような対応になっております。

ただ施設内に感染が発生しているなどの特殊な状況下においては、施設長の判断によりつけるということもありますが、その場合でも子供の体調に気をつけ、また本人や保護者が嫌がるような場合は、無理にはさせないという対応になっております。

杉山委員 わかりました。今、求めないというお話でしたが、求めないということになると、どうしても安全のほうに偏って、なるべくつけようということになりかねないと思っております。

先ほどおっしゃったように、発達の状況にどのような影響があるのかわかり

ませんが、余りいいことにはならないだろうと思っていますけれども、積極的につけなくてもいいですとか、つけるべきではないという強いメッセージのほうが、多分いいのだろうと思います。特に幼児を見ていると、頻繁にマスクに手が触れて、飛沫は飛ばないでしょうけれども、本当に感染防止が徹底されるのかという懸念があります。逆にあちこちマスクを触った手で触れることにもなりかねないし、保育所などへは、表現の仕方でのいろんな指導はできるでしょうけれども、家庭内とか、休日に家族で公園に行くところをまで含めていかないと。まだまだマスクをしている小さい子が多くいるなという印象がありますけれども、マスクは相手の表情が見えないということがすごく大きい影響だと思います。子供同士、友達の間でもわからないし、あるいは家庭の中でも、お父さん、お母さんの表情が見えないということが、すごく大きな影響があるだろうなと思いますので、保育所や家庭内とかいろんなところで、子供、幼児のマスクの着用について、つけなくていいということではなくて、もう少し強めにメッセージとして可能であればやったほうがいいではないかと思いますが、いかがでしょうか。

細田子育て政策課長 例えば保育所等の施設におきましても、施設長、管理者の判断によってさまざまな意見があります。

熱中症ですとか発達の状態が懸念されるのでマスクはつけないほうがよいというところと、一方で感染症がまだまだゼロにはなっていない状況で、マスクを全くつけないというのが本当にいいのかということをおっしゃる管理者もいらっしゃいますので、そこはやはり、施設の状況に応じて判断していただくようにしております。

ただ、熱中症等体調管理には十分気をつけていただくように通知も出しております。

家庭におきましても、一律つけなさい、つけてはいけませんということを申し上げることはできません。やはり、その家庭の状況に応じて判断していただくしかないとは思っておりますが、必要以上につける必要もないとは思いますが、それぞれの状況で判断していただきたいと思っております。

杉山委員

いずれにしても、それぞれの判断ということにはなるだろうと思いますが、マスクをつけることのメリット、デメリット、熱中症のリスク、あるいは発達に対するリスク、そういったことを情報としてしっかり発信をして、管理者なり保護者、地域の方が十分に理解できるようにしていただきたいと思っております。

細田子育て政策課長 おっしゃるとおり、国の判断ですとか、いろんな情報は、あらゆる機会を通じて発信していくようにしたいと思っております。

主な質疑等 教育委員会関係

※第167号 山梨県青少年センター設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第171号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(子どもの自殺防止等緊急強化事業費について)

杉原委員 課別説明書、教の3ページ、マル臨子どもの自殺防止等緊急強化事業についてお伺いいたします。

県では、部局横断的に自殺防止対策に取り組んでいると承知しておりますけれども、その中でも、未来ある子供への自殺防止対策は何にも増して重要であると私は考えます。

そこで、今回、所要の予算が計上されたことに関して、何点かお伺いいたします。

まず、悩みを抱える児童生徒を早期の相談につなげるため、どのように相談窓口の普及啓発を行っていく予定なのか、お伺いします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 児童生徒が抱える悩みや不安を相談できる相談機関等を記載したSOS啓発カードを作成し、国公・私立全ての小・中・高、特別支援学校の児童生徒及び保護者に配布することで、1人で悩む児童生徒の早期支援につなげていこうと考えております。

杉原委員 次に、教員、保護者等への研修会とございますけれども、中身はどのようなものを予定しているのか、お伺いいたします。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 これにつきましては、支援者である教職員や保護者をはじめとする大人が子供の変化や子供が発するSOSに気づき、適切な支援機関につなぐなど、子供に寄り添った視点や対応方法について学ぶ内容となっております。

杉原委員 次に、子供の支援者である教員、保護者等への研修は、より多くの方々が参加しなければ、その効果は半減してしまうと考えております。研修会はどのような形で実施するお考えなのか伺います。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 研修会ですが、教職員向けと保護者、支援者に向けてそれぞれ実施する予定となっております。オンラインを基本とし、また、開催時間ですが、仕事や家事などが落ち着いた夜の開催を考えております。

さらに、研修内容は、ユーチューブなどの動画共有サイトに掲載し、当日参加できなかった保護者等も研修を受けられるように工夫していきたいと考えております。

杉原委員

未来のある子供の自殺防止対策を強化していくということは、増加しています不登校やいじめの事案への対応としても即効性があり有効な施策であると、私も考えております。

引き続き、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない相談支援に取り組んでいただきたいという願いを込めて質問を終わります。

(情報教育推進事業費について)

望月委員

最初に、情報教育推進事業費に対しての内容とその状況について、新しい教育で「情報Ⅰ」を高校教育の中に取り入れるということではありますが、その点について何点かお伺いします。

まず、新たな科目である情報Ⅰというのは御説明がありましたが、これは、現在のデジタル化時代の高校教育の中で、高度の教育をするということによってこういったものを取り入れるのではないかと思います。

まず、最近の高校教育において、今のデジタル化の中でインターネットとか、タブレット、そうしたものへの教員の指導力ですね、若い先生方は知識も十分ありますが、ある程度年齢のいった教員の方は、とてもついていけなくて、指導はできないから、若い先生に担当してもらおうということで、そんな話も聞いたことありますけれども、そうすると、やはり学校の中の一般的な教育の中でも時間的な問題、また、そうした労働環境の状況にもありますので、1人、2人に、そうした過度な責任を持たせないということで、全体の教員がこういうものに対応できるということで、今後、教育委員会では、新たな科目である情報Ⅰにどのように各県立高校へ指導をしていくのか、お伺いします。

高見澤高校教育課長

まず、情報Ⅰの科目の内容ですが、情報Ⅰは、今後の高度情報社会を支えるIT人材の裾野を広げていくことの重要性や、情報の科学的な理解に関する、これまでの指導が十分ではないのではないかとといった課題が指摘される中で、全ての高校生が学ぶ科目として導入されております。

学習内容としましては、これからの社会を生きる上で必要なプログラミング、情報通信ネットワーク、データの活用等の基礎を学ぶことになっております。

これらに向けまして、全ての担当する教員が指導できるよう、民間あるいは専門学校等の講師に依頼して、これまでも研修を続けてきているところであります。

望月委員

ただいまの答弁で、プログラミングとか、いろいろな難しい内容について、民間の専門機関から指導を受けながら、教員へ指導をしていく、研修をしていくと思いますが、まず、このカリキュラムの中でどのようなものを情報Ⅰで重視していくのか、お伺いします。

高見澤高校教育課長

これまで、教科の中で選択科目としてありました科目の中では、情報モラルでありましたり、情報機器を通したコミュニケーションなどが主に扱われてきておりますが、新しい情報Ⅰにおきましては、プログラミングでありましたり情報通信ネットワーク、さらには、データの活用等を学ぶことになっております。

望月委員

今の答弁の中で、いろいろこれからの高校教育の授業の中では、高度な知識、

また、高度な体験等を持った中で、AIとか情報化時代を工夫するというところでございますが、その中で、この情報Iの学習環境の状況について、もう少し詳しく内容的に教えていただきたいと思います。

高見澤高校教育課長 先ほど説明させていただきましたように、情報Iは、専門性が高くなっておりまして、また、生徒一人一人の習熟度の違いが発生することが予想されております。それに伴った授業の遅れなども心配されることから、最新の知識と技能を有する民間事業者が開発しました教材を導入することで、教員が生徒一人一人の学習の進捗状況をリアルタイムで把握することが可能となりますので、それを生かして、それぞれの習熟度に応じた個別の学習環境を提供していきたいと考えております。

また、情報Iは、教科、科目の性質上、実習が不可欠となっております。このため、プログラミングや情報通信ネットワークの仕組みや知識につきまして、段階を追って、実践的かつ個別に学ぶことができるデジタル教材の導入を今回想定しているところであります。

あわせて、教材導入業者による教員に対する研修も進めていきたいと考えておりまして、これによって、教員の指導力の底上げを図っていききたいと考えているところです。

望月委員 今の答弁で、これからの高校教育は、教員もそうですけど、生徒と教員が共に高度な知識を覚えながら、高校教育を充実化していくということでございますが、これには、今言ったように、民間の高度なノウハウを取り入れることが非常に必要だと思います。そうした専門的な民間の講師なり、教材等も購入しながら、教員の生徒への指導力、そういうものを徹底してもらえるのか、その辺について伺います。

高見澤高校教育課長 情報Iは新たな科目でありますので、今回お願いする教材を含めてどのような教材が生徒の情報活用能力の育成に効果があるのか、判断が大変難しくなっております。

今回、県において試験的に導入しまして、生徒の学習履歴の記録を取ることができますので、分析・解析をしまして、生徒の学習への関心あるいは学習の効果を検証するとともに、教員の指導方法に関する調査もあわせて行いまして、今後の指導の参考にしていきたいと考えております。

望月委員 当然こういったことは、1年とか2年とか期間を置いて、長期間でやらなければ結果が出ない可能性もあると思いますけれども、そうしたときに、短期間で出る結果、また、長期間で出る結果を検証するというところでございますけれども、その検証方法、また、その結果をどのように公開していくのか、伺います。

高見澤高校教育課長 これからどのような教材を導入するかにもよりますが、基本的に多くの教材では、生徒がどういった分野をどのくらいの時間学習したかといった記録を取ったりすることができると思います。

これらの分析には相当時間を要することもありますけど、どんどん学習も進んでいくことがありますので、導入した後、様子を見ながら、速やかに検証し広く分析する中で、今後役に立っていききたいと考えております。

望月委員 答弁をいただきまして、非常にこれからの高校教育、特に県立高校の高度な教育内容において、地域的、位置的な価値観を共有できる高度な観点から行う

と思います。

そこで、手島教育長にお聞きしますが、今後、情報Ⅰを導入するに当たって、将来的にこの県立高校をどのような方向で、そうした高度な授業カリキュラムをやりながら高校教育を進めていくのか、お伺いします。

手島教育長

先ほど来、課長から情報活用能力という言葉がありましたけれども、これからの情報社会におきまして、子供たちがさまざま求められる資質能力の基盤となる能力の一つが情報活用能力だと理解しております。

この情報活用能力をしっかりと高校段階で身につけさせていくことが、子供たち一人一人が社会に出て活躍する上で必要不可欠であると考えております。

今回、民間の力も入れる中で、情報Ⅰの指導の充実に努めていくわけですが、その指導の中で得られました効果あるいは反省点等を整理していく中で、教員の指導力の向上にも生かしながら、今後の高校における情報の学習活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

望月委員

今後の県立高校への取り組みというものは、非常に多様化する社会の中で、高校生は特に必要な状況になってくると思われましますし、社会へ出る人、また、大学へ行く生徒たちの大きな力になってくると思います。

この国際情勢に対しましても、高校生の立ち位置というものを、やはり位置づけをしっかりと高度なものにつなげていくように、ぜひ期待申し上げます。お願いします。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第176号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第3—8号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

杉山委員

「ゆきとどいた教育を求めることについて」の意見を述べさせていただきます。

請願事項の各項目に関しましては、県は、県立高等学校長期構想などに基づき、教育環境の整備、充実に順次努めていると承知をしております。

また、少人数教育の推進は、今年度から、小学校2年生にも25人学級を導入したところであり、今後の段階的な導入について引き続き検討していくとしております。

また、高校授業料無償化につきましては、平成26年度から就学支援金制度と奨学給付金制度が設けられておりまして、当面は両制度の推移を見守っていく必要があると考えております。

したがいまして、継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(教員の長時間勤務について)

猪股委員

先生方の長時間勤務について2点質問をさせていただきます。

まず、多くの委員からもいじめの問題には各質問等が出ていますけれども、いじめの対応策に対して、先生方の時間がだいぶ余計に関わる問題。これは、時代の変化や社会の変化で、SNSでいじめを拡散するといった対応に大変な思いをして、長時間労働を問題視されている中で、いささか先生方の時間が詰められるということがなかなかできない。

あと一点は、雇用に関することですけれども、土日の部活動を、専門的な指導者に任せていくという解釈がされていますけれども、いじめの問題も先生方だけで対応するというのは、長時間勤務の助けにはならないだろうと。恐らくもっと時間がかかってくる。部活の関係も、恐らく協力者に協力してもらうことがいいこともあるから、ちょっと難しいこともあるから、これも大変な問題だと思います。

まず、いじめの対策が年々難しくなってくる。先生方の長時間労働の問題を解決していくには、これを第三者の力を借りてやっていかなければ、先生方の時間は伸びるばかりという解釈をしています。だから、そこをどう考えるか、まず、そこをお答えください。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 ただいまの質問ですが、いじめの対応について非常に複雑化している現状があります。そういう中で、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーとさまざまな専門家も入る中で対応しております。

本当に、実際に何かが起こった後の対応は非常に複雑で、さらに長時間労働につながるところもございますので、できるだけ早期の発見と、予防的な対応に力を入れることで、長時間労働につながるような、こじれるようなことにならないように対応してまいりたいと考えております。

実際には、スクールカウンセラー、それからソーシャルワーカー等も各学校に配置されておりますので、関係機関との連携につきましても、以前より円滑に行えるようになっております。

猪股委員

スクールソーシャルワーカーとか、いろいろな協力を得ていることは十分理解はしています。

ただ、それだけに頼ることが本当にベストなのかどうなのかということを見ると、やはり、それが本当にいいことなのか、別の団体も少しは考えていくべきではないかなということと、例えば、学校の先生方のOBや警察の方のO

Bがそういうものへ入っていく。そういう中で、そこだけの形でいくとなると、どこかで時代と変化していくこと。

問題に対しても、やはり外から取り入れることも必要だし、協力を願うことも必要。言いたいのは、いじめの問題はなかなか消えないし、前にも質問させてもらいましたが、件数だけ少なくなればいいではなくて、要は、受け入れる方が受けましょと、いじめの内容によっては、もっとオープンにしましょと。

いじめられる方がいじめられなくなる、そんな教育というか社会になればいいと、私は思っている。隠そうとするから、いろんなところでこそこそいじめる。そして、その子をかばうとまた、その子がいじめられる。いい展開ではない。ここで何かを変えていかないと、いじめの問題は消えないし、時代の変化で、なお複雑になっていく。そうなる、手の打ちようがないということは、先生方が全てを任せるのではなくて、先生方の仕事を縮小していくためには、何らかの改革をして、第三セクターへ託すことも必要ではないかということをおもっています。

ぜひ、子供たちの本来の教育へ力が入られること、これで全てがオッケーでなくても、これ以上の長時間は本当に許されない。それだったら、教員を増やさなければならない。

別の意味で教員を増やさなければいけないことも考えなければならない。でも、それをとめていくには、やはり社会の変化や対応の仕方を変えなければならない。私はそう思いますが、いかがですか。

鷹野特別支援教育・児童生徒支援課長 非常に、お話しいただいたとおりでなというところがたくさんございます。

学校の教師一人一人の子供たちへの対応等についても、研修等を含めながら、自分たちにできること、受けとめ方、寄り添い方等々も含めて、私たちも今、学び続けているところです。ありがとうございます。

猪股委員

あと一点です。先ほどの、中学校、高校の部活の関係です。

指導者を、先ほど言ったように、専門的な方に託すという話がされています。それも、教員の長時間勤務を防ぐ一つの手だてだと思っています。

ただ、山梨県の部活に対して、子供たちの部活に対して、教育委員会ではどのような考えでいるのか。私の考えは、託すことは託す。でも、なんでも託せばいいわけではなくて、やはりいろんな問題がありますよね。専門的な先生ではなくても一生懸命やってくれて、子供の教育につながる。

でも、それに対して専門的な指導ができる人を呼んでも、人間的に少し問題のある方とか、いろいろありますね。それが暴力につながったり、いろいろな問題を引き起こす。

ということで、今、恐らくそういう専門的の方に託していく方向性になっていくとは思いますが、山梨県の教育委員会としてはどのようなお考えか、お聞かせ願いたい。

金井保健体育課長 御存じのように、先日、休日部活動の地域移行に関する検討会議というところから、スポーツ庁に提言が出されました。その中には、令和5年度から7年度までを集中改革期間ということで、地域移行に取り組むということが示されております。提言の中にも課題としまして、指導者の質の確保が課題ということで上げられております。

現在も部活動指導員、それから外部指導者等任用をしているところでございますが、県教委としましても、やはり指導者の質を確保していくために、今後

のこの国の動向も踏まえまして考えていきたいと思っているところです。

(新型コロナウイルスのワクチン未接種者等への差別や偏見について)

土橋委員

補正も、修学旅行のキャンセルになったときとか、今までバス1台で40人も50人も乗っていたのを半分くらいにしなければならないから予算をくださいということだと思いますが、それだけではなく、小学校だったら運動会や、いろいろな行事が中止になって、楽しみにしているおじいちゃん、おばあちゃんたちは誰も呼ばない、午前中半分、午後半分という運動会のやり方とか、いろいろなことで苦労しているのは承知しております。

前回、県議会の請願ということで条例まではいかなかったですが、コロナに対してワクチンを打つ、打たないということで、差別をしないでくれと。いろいろな県や市町村で条例をつくっているところもありますが、山梨県としては請願をして採択されました。

その請願の採択に対してお願いというのは、実は、教育委員会として、例えば校長会などで、校長先生に、そういうことに関しての差別をしないように、やらなくてもいいんだよと。さっき、杉山委員の質問で、1歳、2歳の子育て支援課のほうで、3歳、4歳、5歳のマスクしない子供たちという質問もありました。

学校へ上がったその子供たちというのは、いじめの問題も含めて、何でワクチンを打たないのかという、そういうことがいじめにつながることもあると思います。

それをなくすためには、校長会を開いて、校長先生に、ちゃんと学校でこうだからねと、そういった学年の子供たち、そういう中で、家庭の方針もあったり体調のこともあったりするんで、決してそういうことをしないようにと言うだけだと、今度、まだ親もいるんですよね。あの子たちは打っていないけど、どうだって言われて、それを聞いた子供がまた、その子をいじめるみたいなこともあるから、本当にお願いですけど、学校としても、親にもこういうことで教育をしていますと。

幸いに今、山梨県も何百人と出ていたのが二桁になってきて、収束に近い状態で、また、みんなの気をつけ方も変わってきていると思います。

いろんなところで、山梨県の教育委員会とすれば、健康を守ることを最優先に考えて、あわせて児童生徒が悠々と学校生活を送ることができるために、こうした対策が児童生徒の学校生活を継続させることに資するものと考えております。

これは御理解をいただきたいということで、この文書も出しているようですが、その後、「これらに関する情報は県教育庁義務教育課、高校教育課、保健体育課のホームページの掲載しておりますので」というレベルですよ。

思い切って、父兄にも御理解を頂く意味で、この周知徹底をしてもらえれば、学校の先生が父兄にするということは、学校の先生全員が承知していることだし、父兄も承知した中で、その後の体調、特に、早くやってもらいたいのは、これから夏が来ると、本当に息苦しくて、何をすることも大変な子供たちも出てくると思って、その子供たちを守る意味でも、また、子供がマスクをしてないから、いじめられることのないように、この2年間で必ずマスクをするものだという風潮が広がってきているから、特に、マスクをしない子供が文句を言われたりということが起きないように、その辺のところもPTAまで含めた中で、周知徹底をしてもらいたい。

きょうは、お願いの話になるかと思いますが、教育長、どうですか。

手島教育長

マスクの着用も含めまして、さまざまな感染対策につきましては、都度、通

知等に整理をしまして、先ほどお話しをいただきましたとおり、市町村教育委員会あるいは各学校長宛てに通知を出して、その理解を求めているところでございます。

委員御指摘のとおり、保護者の方への周知という部分が少しまだ足りないのではないかと御指摘をいただきましたけれども、教育委員会としましては、その考え方をきちんと整理をしまして、各校に周知に努めているところであります、そういったところは一層強化をしてみたいと考えております。

土橋委員

どうもありがとうございました。教育長からの力強い御回答ですから、本当に期待をしております。

そういった例があるから言っているということを御理解いただきたいと思えます。

今の子供たちが大きくなって、山梨県を支えていってもらうんだと、とにかく、その子たちを立派に育てることが、将来の山梨のためになることだと思っています。

その子供たちが、小さいときにいじめられたり、そんなことで挫折してもらいたくないし、頑張ってもらいたい、そんな一念で質問させていただきましたけれども、ぜひよろしく願いいたします。

(学校施設の防火シャッターの状況について)

佐野委員

それでは、学校施設の防火シャッターの検査についてお伺いをしたいと思います。

平成28年6月施行の建築基準法第12条第1項、それから第3項の改正で、定期報告制度の見直しがありまして、感知器連動による随時閉鎖式の防火設備、いわゆる防火シャッターについては、より専門的な知識や経験に基づく高度な検査が必要であるとされ、独立した検査として実施されなければならなくなったと承知しております。

建築基準法においては、建築物、建築設備等の所有者または管理者は、定期的に専門知識を有する資格者の調査、検査を受け、その結果を特定行政庁に報告することが義務づけられています。

そこで質問をしたいと思います。本県の学校施設について、高等学校では、全高校数に対して何校に防火シャッターが設置されているのか、設置状況をお伺いしたいと思います。また、小中学校についても同様にお伺いしたいと思います。

古屋学校施設課長 まず、防火シャッターの設置状況ですが、県立高校につきましては、20校144カ所に設置されております。

また、小中学校につきましては、建築基準法に基づく報告が、市町村は県の建築住宅課の防災担当に提出、報告ということになってございます。

佐野委員

ありがとうございます。20校、144カ所ですか。小中学校についてですけれども、県教委は、前段で述べましたとおり、定められている特定行政庁の主管ですので、しっかりと高校と同様に確認をしていただきたいと思います。

小・中学校における不具合はどういうものかということは、やはり、確認をしておかなければならないと思いますので、当然、実施するのは市教委になりますけれども、県教委はその主管になりますので、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

次に、特に多くの児童生徒が集う学校施設では、普段火の気のない場所であ

っても、一たび火災や事故が起こると、大事な児童生徒の人命に関わる大惨事になるおそれがあると思います。そのような事故を未然に防ぐために、適切に維持管理がされているか、適法状態になっていないかチェックするのが定期報告制度であると思います。

そこで、質問をします。

定期報告に基づき検査されていることと思われまじけれども、まず、先ほどの高等学校、ちょっとわからないというふうに言われていましたが、小・中・高のこの総数に対して、直近の令和元年度から昨年度までの定期報告が全校なされているのかについてお聞きしたいと思います。

古屋学校施設課長 高等学校につきましては、定期報告は全校でなされております。令和元年から令和3年度までは、おおむね毎年100件から140件程度の不具合等の指摘がされております。

小中学校につきましては、建築住宅課で定期報告を受理しております。

佐野委員 不具合があるということで、小中学校はちょっとわからないという先ほどの御答弁のとおりですけれども。

検査項目は27項目あると確認をしております。判定基準を見ると、どれも、非常に重要で欠けてはならないような項目になっています。それに不具合があるのであれば、早急に一日も早く是正し実施していただきたいと思います。

後でこの27項目は確認をしていただければいいと思いますが、非常に重要ですので、どうかお願いをしたいと思います。

それでは、最後に、昨年度是正された件数についてはどの程度あったか、お聞きをしたいと思います。

古屋学校施設課長 令和3年に不具合が指摘された件数が124件ございまして、不具合の是正件数は67件でございます。

今、緊急度の高いものについては見積書を徴収してございまして、見積りが出次第、学校に連絡して、また工事を行っていく予定でございます。それ以外のものにつきましては、学校とも相談しながら、随時、緊急修繕で対応してまいります。

佐野委員 ありがとうございます。判定基準見ると、非常に重要な箇所が多いので、繰り返しになりますけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

これは大事な未来の宝を預かる学校施設でありますので、今後もしっかりと安全安心を担保されていくように強く要望して質問を終わります。答弁は求めません。

(一人一台端末について)

杉山委員 先ほどの補正のところでもありましたが、一人一台端末ということで、いよいよ本当に、子供たち1人が1台、そういう端末を持つ時代が来たかと改めて思います。いずれは、中学生、小学生も、もちろん来るのだらうと思います。

そこで、気になるのが、私たちも、パソコンがあって、これをかばんに入れてありますけれども、私たちでもかなり重く感じます。

そういった中で、子供たちが、私も高校3年生の子供がいますが、バッグに相当の教科書、参考書を入れて、かなり重たいものを毎朝肩にしょっていくのですが、そういった中で、またさらに、端末をかばんに入れるとなると、相当負担になるのではないかなと思います。高校生もそうだし、これが中学生、小学生になると、さらに負担になってくると思います。

ニュースで、以前、どこかの高校か中学か、子供たちが校則を変えようという事で、教科書とか参考書を学校に置いていいと校則を変えて、必要最小限で運ぶというようなニュースもありましたが、こういった端末を1人持つという時代になったときに、子供たちの通学のときの負担を何か考慮されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

高見澤高校教育課長 高等学校におきましては、今、御指摘いただいたように、端末を運ぶことになると、その分、当然重さが増えてくることにはなりますが、例えば副読本のような教材がデジタル化されて、パソコンの中に入っている。あるいは、学校から出される課題等がパソコンの中で対応できるようになれば、その分の荷物は減りますので、そういった活用の仕方も進めていきたいと思っております。

秋山義務教育課長 小中学校に関する内容になりますが、既に必要な教科書等については、以前から、持ち帰り等の問い合わせがありました。昨今、国からも通知等出していただきながら、実は、各市町村でも検討していただいて、必要のない副教材とか資料集等においては学校に置いていてもいいというようなことで、通知等も発信をしていますし、各教育委員会で、それに基づいて、各学校のルールを決めて対応していただいているところでございます。

杉山委員 いずれにしても、こういった端末を持ち帰る、教材が減れば、それはそれでいいことだと思いますけれども、その辺はしっかり確認をして、子供たちはなかなかそういう声を上げづらいところだと思いますので、実際そうやって牽引されているのかどうかも確認をしていただきたいと思います。

(ロシアによるウクライナ侵攻の教育について)

もう一点、今、ロシアによるウクライナの紛争がございます。本当に国際法を無視したロシアの蛮行と言っても過言ではないと思いますが、このウクライナ問題について、子供たちにどういった接し方といいますか情報というか、当然子供たちは、テレビだとかネットなど、いろいろな情報は得ていると思いますけれども、学校として、そういった事案に対してどういった話をされているのかということをお聞きしたいと思います。

高見澤高校教育課長 具体的に今回のウクライナの情勢を取ってということまでは把握できておりませんが、高校教育、多くの学校が、2年生で行く修学旅行において、平和学習を取り入れております。こういった中で、自国の平和はもちろん、国際社会の平和等についても考える機会を設けているところです。

また、各教科の中におきましても、国際法のあり方であったり、それから平和について学ぶ機会を持っているところであります。

秋山義務教育課長 同じように、小中学校におきましても、特に、このウクライナの問題について取り上げて学習をしているところについては、当課では把握をしておりませんが、通常の平和または人権、さまざまな問題につきまして、社会科等の教科だけではなく総合的な学習、さらに道徳の授業等の中で、子供たちが触れ、また、考えるような授業を通じて、それぞれの思いを伸ばしていくような授業を進めております。

杉山委員 おっしゃるように、平和の大切さというのは改めてこういった事例に接すると感じるわけでありまして、恐らくロシアの国内でも平和の大切さを感じている人は多分大勢いらっしゃると思いますけれども、実際あのような国で、

あのような指導者が出てくると、幾ら平和を唱えても、やはりこういうことが起きてしまうということが、また現実だと思っています。

そういった中で、本当に、子供たちにそういった現実に対してどのように考えるのかということとはすごく大切なことだと思いますし、今、国会でも憲法審査会が開かれており、どうなるかわかりませんが、いずれ、その憲法について国民投票ということもあり得ます。そういったときに、こういったことをしっかりと考えさせる、接しさせるということが本当に必要だと思います。

ただ、当然平和は大切だと思いますが、それだけでは、やはり平和は守れないということも現実だと思いますので、その辺は、ぜひ、先生個々に任せるのではなくて、県教育委員会として、こういった事案に対してどのように子供たちに接するか、平和とは何か、国とは何かということもしっかりと考えさせるということは絶対必要だと思います。ぜひ、その辺を踏まえて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高見澤高校教育課長 今年度、高等学校におきまして、「公共」という新しい科目が始まりました。この科目の中におきましては、まさに、さまざまな対立がなぜ起きているのかといった背景の分析から始まりまして、では、どのように相互が納得できる解を導き出すことができるのかといったことを考える、そういった授業を取り扱うこととなっております。

こういった考え方につきましては、今申し上げました公民科の公共に限らず、他の教科、科目、それから特別活動等の中でも生かしていきたいと考えております。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。
- ・県外調査について、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況等を注視する中で、8月30日から9月1日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした

以 上

教育厚生委員長 乙黒 泰樹